

乳児健康診査が変わります

令和4年度までは、乳児健康診査は乳児の期間にお子さん1人につき1回実施していましたが、令和5年度からはお子さん1人につき2回の健診を実施します。対象の方には、個別に通知をお送りいたします。

| 種類 | 月日(曜日) | 対象 |
|-------------------------|--------------|--------------------|
| 前期乳児健康診査 (3か月～5か月児) | 4月6日(木) | 令和4年10月・11月・12月生まれ |
| | 6月1日(木) | 令和5年1月・2月生まれ |
| | 8月10日(木) | 令和5年3月・4月生まれ |
| | 10月5日(木) | 令和5年5月・6月生まれ |
| | 12月14日(木) | 令和5年7月・8月生まれ |
| 後期乳児健康診査 (9か月～11か月児) | 令和6年2月1日(木) | 令和5年9月・10月生まれ |
| | 4月6日(木) | 令和4年4月・5月・6月生まれ |
| | 6月1日(木) | 令和4年7月・8月生まれ |
| | 8月10日(木) | 令和4年9月・10月生まれ |
| | 10月5日(木) | 令和4年11月・12月生まれ |
| | 12月14日(木) | 令和5年1月・2月生まれ |
| 令和6年2月1日(木) | 令和5年3月・4月生まれ | |

☎ 保健センター ☎ 292-5505

こども任意予防接種費用の一部助成について

おたくふかぜ(流行性耳下腺炎)

接種回数 2回
自己負担額 3,600円/回
接種対象

1回目
生後12月から24月未満の幼児(1歳児)

2回目
平成29年4月2日から平成30年4月1日までに生まれた年長児

接種方法
①町で契約した医療機関に予防接種の予約をする。

- ②母子健康手帳を持参して、保健センター窓口で予診票、説明書を受け取る。
- ③予診票、母子健康手帳、健康保険証(生活保護を受給している方は受給証)を持参して、予約した契約医療機関で予防接種を受ける。

契約医療機関
QRコード▶



☎ 保健センター ☎ 292-5505

広告

鳩山第一クリニック
糖尿病内科 内科

糖尿病内科を開設致しました。
(金曜・土曜の午前中)
お気軽にご相談下さい。

住所:比企郡鳩山町松ヶ丘3-7-2(鳩山ニュータウン内)
☎049-296-6800 鳩山第一クリニック 検索

当院は越生町からアクセス良好です。越生町役場からお車で約10分です。

国民年金保険料の学生納付特例制度のご案内

学生の方も20歳になったら国民年金に加入し、保険料を納めなければなりません。しかし、経済的な理由等で国民年金保険料を納めることが困難な場合、在学期間中の国民年金保険料の納付を猶予できる学生納付特例制度がご利用できます。保険料を納められないときはそのままにせず、学生納付特例を申請しましょう。

対象 大学(大学院)、短大、高等学校、専修学校等に在学する20歳以上の学生

※本人の前年所得が基準以下の方が対象
前年の所得 ≤ 128万円 + (扶養親族等の数 × 38万円) + 社会保険料控除額等
カッコ内の式は、扶養の内容によって異なります。詳細はお問い合わせください。

手続き ①学生証または在学証明書および②年金手帳または基礎年金番号通知書をお持ちのうえ、町民課窓口で申請してください。

※年度(4月～翌年3月)ごとに申請が必要です。

学生納付特例の承認を受けた期間から、10年以内であれば保険料を遡って納めること(追納)ができます。将来受け取る年金額を増やすためにも追納することをおすすめします。

国民年金保険料がスマートフォンアプリで納付できるようになりました

国民年金保険料について、2月20日から新たにスマートフォンアプリを使用し、納付書のバーコードを読み取ることで電子(キャッシュレス)決済での納付ができるようになりました。

【対象決済アプリ】

・PayPay ・au PAY ・d払い® ・PAYB 金融機関等が提供するアプリを含む。

※各種決済アプリの使用方法については、決済事業者様にお問合せください。

※バーコードが印字されていない納付書はご利用できません。

☎ 町民課 国保年金担当 ☎ 内線123

☎ 越生町年金事務所 ☎ 049-242-2657

人間ドック・脳ドック・併診ドック補助制度をご利用ください

越生町国民健康保険および後期高齢者医療制度加入者の健康増進、疾病予防及び疾病の早期発見・早期治療の推進を図るため、人間ドック・脳ドック・併診ドックの検査費用の一部を助成します。

補助対象者

越生町国民健康保険被保険者で、検査日当日30歳以上の方
後期高齢者医療被保険者で、町内に住所を有する方
※町税や保険料の未納がないことが条件になります。

補助金額

| 種類 | 補助率 | 限度額 (千円未満切り捨て) |
|-------------------|----------|-------------------|
| 人間ドック・脳ドック | 検査料の3分の2 | 25,000円 |
| 併診ドック(人間ドック・脳ドック) | | 30,000円 |

※補助を受けられるのは、同一年度内(4月から翌年3月)に人間ドック、脳ドックもしくは併診ドックのいずれか1回限りです。

申請方法

指定医療機関*で検査する場合

※埼玉医科大学病院予防医学センター、埼玉成恵会病院、小川赤十字病院

- ①自身で人間ドック等の予約
- ②町民課窓口で助成券の申請(本人確認ができるもの、国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者証を持参)

③助成券を持参し、人間ドック等を受診

指定医療機関以外で検査する場合

- ①自身で人間ドック等の予約をし、受診
- ②検査結果が出た後に、町民課窓口で申請(必要なもの:領収書、受診結果報告書、本人確認ができるもの、国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者証、補助金の振込先口座がわかるもの(通帳等))

☎ 町民課 国保年金担当 ☎ 内線121・122・123